オンライン診療恒久化に関する意見

第12回オンライン診療の適切な実施に 関する指針の見直しに関する検討会

令和2年11月13日

参考資料9

1. 初診からのオンライン診療実施に係る考え方 ←本検討会の対象範囲

大石構成員提出資料

● 初診は、<u>かかりつけ医による実施を原則としつつ、例外も認める</u>ことにより、かかりつけ医がオンライン 診療を行わない患者に対しても、<u>オンラインでの診療を求めるニーズ、選択肢を保障すべき</u>。

原則

かかりつけ医による診療(受診歴のある患者)およびそれに準じる下記等の場合

- かかりつけ医等から診療録や診療情報提供書等を入手した場合
- ・人間ドックの結果や職場における健康診断の結果等がある場合
- ・地域医療情報連携ネットワーク等により情報が入手できる場合

例外

- ①かかりつけ医がいない場合や、かかりつけ医がオンライン診療を提供していない場合で、かつ、かかりつけ医から診療録等が入手できない場合であって、初回のオンラインの診療後、対面診療が予定出来る等信頼関係が構築され、相互に合意があった場合
- ②患者の側に看護師がいて十分な意思疎通が図れる場合(D to P with N)
- ③患者が離島・へき地にいる場合 ※2次医療圏等に限定しない

2. 診療報酬上の取扱い ←本検討会の対象範囲外であるが、重要な検討内容

● <u>オンライン診療に対する診療報酬上の制約を廃止し、対面診療と同等の取扱いとすべき。</u>

※1及び2はパッケージとして議論し、オンライン診療恒久化の全体像が分かるようにすべき。

	対象疾患	医師の判断で制限なしに実施可能(※各学会でガイドライン等作成することを検討)
		医師の判断で制限なしに実施可能 ※初めの3か月は対面、3か月毎に対面等要件/緊急時30分以内要件/診療計画策定要件 の撤廃
	水準	対面診療と同等の点数を付与
	施設基準	1月当たりのオンライン診療料の割合(1割以下)制限の撤廃

その他
汎用機器の利用も可能である旨を明示する。

(参考)

オンライン診療の診療報酬上の取扱い(現行(本則)/特例的措置)

	項目 現行(本則)の取扱い		時限的•特例的措置(R2.4.10事務連絡)	
	対象疾患	<u>高血圧、糖尿病等</u> の生活 難病、 <u>てんかん、小児特別</u>		制限なし
	実施方法	 初診から3か月間は、同一医師による対面診療を実施し、その後も3か月ごとに対面診療を実施 緊急時に概ね30分以内に対面診療が可能な体制を有していること 診療計画を作成していること 		制限なし
		(参考)対面	オンライン	
水	初診料	288点		214点
準	再診料	73点	71点	73点(電話等再診料)
	医学管理料	225点~	100点	147点
	施設基準	1月当たりのオンライン診療料の割合が <u>1割以下</u> であること		制限なし

かかりつけ医の有無(%) 日本医師会総合政策研究機構調査

